

# 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

## 目次

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	1
○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	127
○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	135
○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）	138
○ 附則	139

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>【掲載条文】 財務(支)局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【1～4 略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該執行役の決定の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>【2】・【3】 略]</p> <p>(4) 新規発行(売出) 有価証券 a 募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が漸次予約権</p>	<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券通知書 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条</p> <p>【掲載条文】 財務(支)局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【1～4 同左】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項若しくは第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該執行役の決定の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>【2】・【3】 同左]</p> <p>(4) 新規発行(売出) 有価証券 a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額（当該有価証券が漸次</p>

証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円未満であるものについて記載すること。

[b～e 略]

f (5)のdの規定により「発行(売出)価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行(売出)価額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行(以下「一部払込発行」という。)の場合には、その払込金額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に内書きすること。

g (5)のdの規定により「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債(社債等振替法第66条第1号に規定する短期社債(以下「短期社債」という。))を除く。については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。

i [略]

j 社債(短期社債を除く。))については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債(社債等振替法第66条(同法第117条又は第127条において準用する場合を含む。))に規定する振替社債又は同法第192条第1項に規定する振替新株予約権付社債(以下「振替社債」という。))のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。)の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債(振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。)の総額を欄外に記載すること。

[k・1 略]

m 募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関(以下「振替機関」という。))が取り扱う有価証券である場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(5) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a [略]

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額を、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額を、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

[c～g 略]

[(6)～(8) 略]

## 第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】(2)

【英訳名】

有価証券届出書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円未満であるものについて記載すること。

[b～e 同左]

f (5)のdにより「発行(売出)価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行(売出)価額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行(以下「一部払込発行」という。)の場合には、その払込金額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に内書きすること。

g (5)のdにより「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債(以下「短期社債」という。))については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。

i [同左]

j 社債(短期社債を除く。))については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債(社債、株式等の振替に関する法律第66条(同法第117条又は第127条において準用する場合を含む。))に規定する振替社債又は同法第192条第1項に規定する振替新株予約権付社債(以下「振替社債」という。))のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。)の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債(振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。)の総額を欄外に記載すること。

[k・1 同左]

m 募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関(以下「振替機関」という。))が取り扱う有価証券である場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(5) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

a [同左]

b 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

[c～g 同左]

[(6)～(8) 同左]

## 第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】(2)

【英訳名】

有価証券届出書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



[削る。]

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (42)

[表略]

(4) 【所有者別状況】 (43)

[表略]

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】 (42)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (43)

[同左]

(5) 【所有者別状況】 (44)

[同左]

(5) 【大株主の状況】 (44)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (45)

〔①・② 略〕

〔削る。〕

(7) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 (46)

2 【自己株式の取得等の状況】 (47)

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_ (48)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (49)

〔表略〕

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (50)

〔表略〕

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】 (51)

(6) 【大株主の状況】 (45)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (46)

〔①・② 同左〕

(8) 【ストックオプション制度の内容】 (47)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(9) 【従業員株式所有制度の内容】 (47-2)

2 【自己株式の取得等の状況】 (48)

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_ (49)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (50)

〔同左〕

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (51)

〔同左〕

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】 (52)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (52)

[表略]

3 【配当政策】 (53)

4 【株価の推移】 (54)

[(1)・(2) 略]

5 【役員の状況】 (55)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

[表略]

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (56)

(2) 【監査報酬の内容等】 (57)

〔①～④ 略〕

第5 【経理の状況】 (58)

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (59)

① 【連結貸借対照表】 (60)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 (61)

③ 【連結株主資本等変動計算書】 (62)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 (63)

⑤ 【連結附属明細表】 (64)

(2) 【その他】 (65)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】 (66)

① 【貸借対照表】 (67)

② 【損益計算書】 (68)

③ 【株主資本等変動計算書】 (69)

④ 【キャッシュ・フロー計算書】 (70)

⑤ 【附属明細表】 (71)

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (72)

(3) 【その他】 (73)

第6 【提出会社の株式事務の概要】 (74)

[表略]

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 (75)

2 【その他の参考情報】 (76)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】 (77)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (78)

[(1)・(2) 略]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (79)

[(1)～(6) 略]

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (53)

[同左]

3 【配当政策】 (54)

4 【株価の推移】 (55)

[(1)・(2) 同左]

5 【役員の状況】 (56)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

[同左]

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】 (57)

(2) 【監査報酬の内容等】 (58)

〔①～④ 同左〕

第5 【経理の状況】 (59)

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (60)

① 【連結貸借対照表】 (61)

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】 (62)

③ 【連結株主資本等変動計算書】 (63)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 (64)

⑤ 【連結附属明細表】 (65)

(2) 【その他】 (66)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】 (67)

① 【貸借対照表】 (68)

② 【損益計算書】 (69)

③ 【株主資本等変動計算書】 (70)

④ 【キャッシュ・フロー計算書】 (71)

⑤ 【附属明細表】 (72)

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (73)

(3) 【その他】 (74)

第6 【提出会社の株式事務の概要】 (75)

[同左]

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 (76)

2 【その他の参考情報】 (77)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】 (78)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (79)

[(1)・(2) 同左]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (80)

[(1)～(6) 同左]

第2【保証会社以外の会社の情報】(80)

[1～3 略]

第3【指数等の情報】(81)

[1・2 略]

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(82)

[1～4 略]

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(83)

[1～4 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～e 略]

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

g [略]

[(2)～(7) 略]

(8) 新規発行株式

[a～c 略]

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。)(d)及び(e)において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

[(d)～(f) 略]

[e～i 略]

[(9)～(11) 略]

(12) 新規発行新株予約権証券

[a～h 略]

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のd(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。

[k～p 略]

q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。)

第2【保証会社以外の会社の情報】(81)

[1～3 同左]

第3【指数等の情報】(82)

[1・2 同左]

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(83)

[1～4 同左]

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(84)

[1～4 同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～e 同左]

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

g [同左]

[(2)～(7) 同左]

(8) 新規発行株式

[a～c 同左]

d [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下dにおいて同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

[(d)～(f) 同左]

[e～i 同左]

[(9)～(11) 同左]

(12) 新規発行新株予約権証券

[a～h 同左]

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のd(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。

[k～p 同左]

q [同左]



の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

〔a〕・〔b〕 略

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下〔c〕において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

〔d〕～〔f〕 略

13) 新規発行社債

〔a〕～〔h〕 略

i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

〔j〕～1 略

14) 新株予約権付社債に関する事項

〔12〕a、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

〔15〕・〔16〕 略

17) 新規発行カバードワラント

a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、〔13〕1に準じて記載すること。

〔b〕・〔c〕 略

18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、〔13〕1に準じて記載すること。

〔b〕～〔d〕 略

〔19〕～〔21〕 略

(22) 売出有価証券

〔a〕・〔b〕 略

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、〔8〕dに準じて記載すること。

〔d〕～〔h〕 略

〔23〕・〔23-2〕 略

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

〔a〕・〔b〕 同左

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下〔c〕において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

〔d〕～〔f〕 同左

13) 新規発行社債

〔a〕～〔h〕 同左

i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

〔j〕～1 同左

14) 新株予約権付社債に関する事項

〔12〕のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

〔15〕・〔16〕 同左

17) 新規発行カバードワラント

a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、〔13〕の1に準じて記載すること。

〔b〕・〔c〕 同左

18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、〔13〕の1に準じて記載すること。

〔b〕～〔d〕 同左

〔19〕～〔21〕 同左

(22) 売出有価証券

〔a〕・〔b〕 同左

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、〔8〕のdに準じて記載すること。

〔d〕～〔h〕 同左

〔23〕・〔23-2〕 同左

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a 〔同左〕

[(a)~(c) 略]

(d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）、(28) b 及び(44) c において同じ。）までを記載しても差し支えない。

[b~h 略]

[(23-4)・(23-5) 略]

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下(23-6)及び(23-7)において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23-6)及び(23-7)において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前 6 月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下 a において「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第 2 部 企業情報」の「第 4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。b 及び(23-7) c において同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が 0.25 以上となる場合

[b・c 略]

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23-7)において同じ。）における大株主の状況について、(44) b 及び c に準じて記載すること。

[b・c 略]

(23-8) [略]

(23-9) 株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23-10) その他参考になる事項

自己株式（会社法第 113 条第 4 項に規定する自己株式をいう。以下同じ。）又は自己新株予約権（会社

[(a)~(c) 同左]

(d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）、(28) b 及び(45) c において同じ。）までを記載しても差し支えない。

[b~h 同左]

[(23-4)・(23-5) 同左]

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下(23-6)及び(23-7)において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23-6)及び(23-7)において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前 6 月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下 a において「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第 2 部 企業情報」の「第 4 提出会社の状況」の「(7) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下 b 及び(23-7)の c において同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が 0.25 以上となる場合

[b・c 同左]

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23-7)において同じ。）における大株主の状況について、(45)の b 及び c に準じて記載すること。

[b・c 同左]

(23-8) [同左]

(23-9) 株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23-10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使

法第 255 条第 1 項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ。)の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、(20)に準じて記載すること。

(24) [略]

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近 5 連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等 (以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準 (連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合 (同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準 (連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合 (同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度 (第四号の三様式記載上の注意(18)の h)により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は(18)の i)により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(22)の e)又は f)により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(q) 略]

b [略]

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q)及び b (u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、b (j)に掲げる 1 株当たり配当額の記載に併せて、1 株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d a (1)及び b (o)に掲げる株価収益率については、1 株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

[(26)・(27) 略]

(28) 関係会社の状況

[a~f 略]

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況 (負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。(d)において同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) [略]

h [略]

(29) [略]

(30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 最近日現在において連結会社 (連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)において同じ。)が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容につ

途について、(20)に準じて記載すること。

(24) [同左]

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近 5 連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等 (以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準 (連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合 (同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準 (連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合 (同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度 (第四号の三様式記載上の注意(18)の h)により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は(18)の i)により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)の d)又は f)により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(q) 同左]

b [同左]

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q)及び b (u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、b (j)に掲げる 1 株当たり配当額の記載に併せて、1 株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d a (1)及び b (o)に掲げる株価収益率については、1 株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

[(26)・(27) 同左]

(28) 関係会社の状況

[a~f 同左]

g [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況 (負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下 g)において同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) [同左]

h [同左]

(29) [同左]

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(6)ただし書により四半期連結貸借対照表 (指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合 (四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準により四半

いて記載すること。

b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあつては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあつては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況（キャッシュ・フローの状況については、(6)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(6)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況（キャッシュ・フローの状況については、(7)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該事業年度の中間会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。d、e及びfにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。d、e及びfにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（e及びfにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成し

(31) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(32) a (f)において「重要事象等」という。）が存

た場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 d において同じ。）を(60)の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

e 修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 f において同じ。）を(60)の a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

(31) 生産、受注及び販売の状況

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合に

在る場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(32)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)及び(f)に掲げる事項を含めて記載すること。

(a) 最近連結会計年度及び(60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、(63)ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(60)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載し、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。また、(60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期

は、その内容を記載すること。

- b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。

- c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- d 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。

ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(32) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- a 最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(32)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

- b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。

- (c) 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
  - (d) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
  - (e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
  - (f) 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- c 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(6)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a及びbに準じて記載すること。
- d 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。e及びfにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。e及びfにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（fにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務

諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(59) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(59) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[削る。]

(33) 経営上の重要な契約等

a 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上

(33) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(36)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(34) 経営上の重要な契約等

[加える。]



の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下(33)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c [略]  
[削る。]

[d・e 略]

(34) [略]  
[削る。]

#### (35) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

#### (36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(60)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b [同左]

c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

[d・e 同左]

(35) [同左]

#### (36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### (37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

#### (38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社

出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 略]

- b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末((67)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。

また、(67)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。

c [略]

(37) [略]

(38) 株式の総数等

[a～h 略]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「3 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。)

j 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「4 所有者別状況」から「7 役員・従業員株式所有制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。)

(39) ストックオプション制度の内容

a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当しない旨を記載すること。

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、最近事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。

なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、届出書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

(a) 新株予約権の数

(b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(c) 新株予約権の行使時の払込金額

(d) 新株予約権の行使期間

(e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(f) 新株予約権の行使の条件

(g) 新株予約権の譲渡に関する事項

(h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。)

(i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 同左]

- b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末((68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。

また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。

c [同左]

(39) [同左]

(40) 株式の総数等

[a～h 同左]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「4 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。)

j 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「5 所有者別状況」から「8 ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。)

[加える。]

- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号。  
(41) c において「商法等改正整備法」という。）第 19 条第 1 項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、b に準じて記載すること。
- d 会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。
- e a から d までにより記載すべき事項の全部又は一部を「第 5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

(40) ライツプランの内容

- a 「第 2 部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39) b(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

- b a に掲げるもののほか、(39) c 及び d に準じて記載すること。

(41) その他の新株予約権等の状況

- a 「② 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る(39) b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

- b [略]

- c 商法等改正整備法第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(42) b において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高並びに新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

[削る。]

[削る。]

[加える。]

(41) 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（(47)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

- b [同左]

- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号。  
(47)において「商法等改正整備法」という。）第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(43)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236 条第 1 項第 8 号に

d 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(38) e(a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。

[削る。]

e aからdまでに掲げるもののほか、(39) dに準じて記載すること。

[削る。]

(42) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5年間（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

[b・c 略]

(43) 所有者別状況

a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

また、その発行する株券等を、社債等振替法に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社（(44) cにおいて「振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

[b～d 略]

(44) 大株主の状況

[a・b 略]

c 大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

[d・e 略]

規定する事項を記載すること。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(40)のe(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

[加える。]

(42) ライツプランの内容

a 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(43) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5年間における（最近5年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

[b・c 同左]

(44) 所有者別状況

a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

また、その発行する株券等を、社債、株式等の振替に関する法律に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社（(45)のcにおいて「振替に係る同意会社」という。）にあつては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

[b～d 同左]

(45) 大株主の状況

[a・b 同左]

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

[d・e 同左]

(45) 議決権の状況

[ a ・ b 略 ]

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d [略]

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

[ f ～ h 略 ]

[削る。]

(46) 役員・従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該役員・従業員株式所有制度の概要（例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

(b) 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b [略]

(47) [略]

(48) [略]

(49) [略]

(46) 議決権の状況

[ a ・ b 同左 ]

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定による議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d [同左]

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

[ f ～ h 同左 ]

(47) ストックオプション制度の内容

a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

c 商法等改正整備法第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、bに準じて記載すること。

d 当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(47-2)において「従業員等持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(47-2)において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

(b) 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b [同左]

(48) [同左]

(49) [同左]

(50) [同左]

(50) [略]

(51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容  
自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。

(52) [略]

(53) 配当政策

a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があった場合には、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び 1 株当たりの額を注記すること。

d [略]

(54) [略]

(55) 役員 の 状 況

[a～g 略]

h 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合には、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

i 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 i 及び(56) a(d)において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第 2 条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

(56) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券（ただし、法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b(a)において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要

(51) [同左]

(52) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容  
自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(50)に準じて記載すること。

(53) [同左]

(54) 配当政策

a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び 1 株当たりの額を注記すること。

d [同左]

(55) [同左]

(56) 役員 の 状 況

[a～g 同左]

h 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合には、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

i 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 i 及び(57)の a(d)において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第 2 条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状況

a [同左]

(a) 提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。以下 b(a)において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容

(当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- (b) 内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) [略]

- (d) 提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(d)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(d)において同じ。）について、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員区分（以下(d)において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下(d)において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下(d)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) [略]

- b 提出会社が a に規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

- (a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[(b)・(c) 略]

[c～h 略]

の概要を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- (b) 内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) [同左]

- (d) 提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(d)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与其他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(d)において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員区分（以下(d)において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下(d)において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下(d)において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) [同左]

- b [同左]

- (a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第 1 項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[(b)・(c) 同左]

[c～h 同左]

(57) [略]

(58) [略]

(59) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(60)ただし書、(61)ただし書、(62)ただし書及び(63)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(60)、(61)、(62)及び(63)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(64)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [略]

(60) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(59) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表に記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対

(58) [同左]

(59) [同左]

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [同左]

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表に記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対



照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(60)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(60)及び(60)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(60)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(60)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間
- b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(60)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間
- c [略]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(61) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(59) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(60)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(60)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比

照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(61)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間
- b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間
- c [同左]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比

較情報を除く。)を併せて掲げること。

(62) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書 ((59) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(60)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 ((59) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(60)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(60)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) [略]

(65) その他

a [略]

b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に並び、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((60)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 ((60)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書 ((60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 ((60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65) [同左]

(66) その他

a [同左]

b [同左]

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合 ((61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合 ((61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。)

(e) 次の連結会計年度開始後おおむね 13 箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c 略

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e 略

#### (66) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(67)ただし書、(68)aただし書、(69)ただし書及び(70)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(67)、(68)a、(69)及び(70)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(58)dに該当する場合に限る。）には、(66)(b)を除く。）から(71)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(66)(a)ただし書及びbを除く。）から(71)までに準じて記載すること。

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(71)及び(72)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

[d～f 略]

#### (67) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(66)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(73)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期

(e) 次の連結会計年度開始後おおむね 13 箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c [同左]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [同左]

#### (67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)dに該当する場合に限る。）には、(67)(b)を除く。）から(72)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)(a)ただし書及びbを除く。）から(72)までに準じて記載すること。

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

[d～f 同左]

#### (68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67)aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期

財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(67)並びに(73) b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(67)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(67)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c [略]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

#### (68) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(66) aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(67)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(68)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(67)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [略]

#### (69) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(66) aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(67)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

#### (70) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(66) aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(67)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算

財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c [同左]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

#### (69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [同左]

#### (70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

#### (71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規

書を作成したときに限る。)の四半期キャッシュ・フロー計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(67)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(71) 略

(72) 主な資産及び負債の内容

(67)の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

[a～e 略]

(73) その他

a 略

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((67)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((67)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。)当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((67)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((67)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(e) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66) bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d 略

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四

定する比較情報を除く。)を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(72) 同左

(73) 主な資産及び負債の内容

(68)により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

[a～e 同左]

(74) その他

a 同左

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。)当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(e) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d 同左

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、

半年会計期間の順に記載すること。

f [略]

(74) 提出会社の株式事務の概要

[a～g 略]

h 株式が振替株式（社債等振替法第 128 条第 1 項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i [略]

(75) [略]

(76) [略]

(77) [略]

(78) [略]

(79) [略]

(80) [略]

(81) [略]

(82) [略]

(83) [略]

(84) [略]

(85) [略]

(86) [略]

(87) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「医療事業等の状況」として、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと（病院、診療所、介護老人保健施設等ごと）に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

[(a)～(g) 略]

(88) 学校法人等の特例

a 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「事業の概要」として、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。

[(a)～(d) 略]

b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第 29 条に規定する基本金をいう。）について同令第 30 条第 1 項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。

[c・d 略]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

各四半期会計期間の順に記載すること。

f [同左]

(75) 提出会社の株式事務の概要

[a～g 同左]

h 株式が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律第 128 条第 1 項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i [同左]

(76) [同左]

(77) [同左]

(78) [同左]

(79) [同左]

(80) [同左]

(81) [同左]

(82) [同左]

(83) [同左]

(84) [同左]

(84-2) [同左]

(84-3) [同左]

(85) [同左]

(86) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 医療事業等の状況」に代えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと（病院、診療所、介護老人保健施設等ごと）に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

[(a)～(g) 同左]

(87) 学校法人等の特例

a 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 事業の概要」に代えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。

[(a)～(d) 同左]

b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第 29 条に規定する基本金をいう。）について同令第 30 条第 1 項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。

[c・d 同左]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書



半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後 3 月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

- (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 6 月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 6 月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 9 月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 9 月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 7 月から 9 月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第 87 条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第 88 条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 6 月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 13 月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- e (3)a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない 1 年を 1 事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
- (a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 3 月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第 83 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後 3 月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 6 月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の事業年度開始後 6 月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後 3 月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

- (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 6 月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 6 月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 9 月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 9 月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 7 月から 9 月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第 87 条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第 88 条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後 6 月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (e) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね 13 月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- e (3) a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない 1 年を 1 事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。
- (a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 3 月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第 83 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後 3 月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
  - (b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね 6 月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の事業年度開始後 6 月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）



- (c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後9月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- f (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。
- g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があった場合には、(3)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

[(3)・(4) 略]

## 第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

- (c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後9月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (e) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- f (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない6月を1事業年度とする会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。
- g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があった場合には、(3)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

[(3)・(4) 同左]

## 第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

[第一部～第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 参照情報

[ a ・ b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

## 第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [略]

第二部 【企業情報】

第1 [略]

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2 【事業等のリスク】

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

[削る。]

4 [略]

5 [略]

[削る。]

[第一部～第五部 同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) [同左]

(2) 参照情報

[ a ・ b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

## 第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [同左]

第二部 【企業情報】

第1 [同左]

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

2 【生産、受注及び販売の状況】

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

4 【事業等のリスク】

5 [同左]

6 [同左]

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第3 [略]

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) [略]

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

② 【ライツプランの内容】

③ 【その他の新株予約権等の状況】

[削る。]

第3 [同左]

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) [同左]

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	

③ 略  
 ④ 略  
 ⑤ 略  
 [削る。]

[2～6 略]  
 [第5～第7 略]  
 第三部 略  
 第四部【株式公開情報】(23)  
 [第1・第2 略]  
 第3【株主の状況】(26)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)

新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

④ 同左  
 ⑤ 同左  
 ⑥ 同左  
 ⑦【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

[2～6 同左]  
 [第5～第7 同左]  
 第三部 [同左]  
 第四部【株式公開情報】(23)  
 [第1・第2 同左]  
 第3【株主の状況】(26)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)

計	—		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 新規発行株式

[a～c 略]

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

[(d)～(f) 略]

[e～g 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 入札によらない募集

[a・b 略]

c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

[d・e 略]

[(5)・(6) 略]

(7) 売出株式

a [略]

b 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(1)dに準じて記載すること。

c [略]

(8) [略]

(9) 入札によらない売出し

[a・b 略]

c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を記載すること。

なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

[d～f 略]

(10) [略]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に

計	—		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 新規発行株式

[a～c 同左]

d [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

[(d)～(f) 同左]

[e～g 同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) 入札によらない募集

[a・b 同左]

c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

[d・e 同左]

[(5)・(6) 同左]

(7) 売出株式

a [同左]

b 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(1)dに準じて記載すること。

c [同左]

(8) [同左]

(9) 入札によらない売出し

[a・b 同左]

c 欄外には、申込みの方法、申込みに参加できない者、株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を記載すること。

なお、役員・従業員持株会に取得させる場合には、その旨及び取得株数を記載すること。

[d～f 同左]

(10) [同左]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に

係る次に掲げる主要な経営指標等（以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は18) i の規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(32) e 又は f の規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(q) 略]

b [略]

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q)及びb (u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、b (j)に掲げる 1 株当たり配当額の記載に併せて、1 株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d a (l)及びb (o)に掲げる株価収益率については、1 株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

#### (12) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第 5 条第 1 項又は第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第 4 条第 2 項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近 2 連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第 8 条の 3 に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1 年を 1 連結会計年度とする会社が次の a から c までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ a から c までに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第 5 条の 3 に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）が b に掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第 4 条の 2 に規定する比較情報を除く。））。以下(12)において同じ。）を併せて掲げること。なお、a から c までに掲げる期間前において、それぞれ a から c までに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(12)及び(16) b において「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(12)において「第 1 四半期連結会計期間」という。）終了後令第 4 条の 2 の 10 第 3 項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第 4 項に規定す

係る次に掲げる主要な経営指標等（以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18)hにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は18) i により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(30) d 又は f により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)~(q) 同左]

b [同左]

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a (q)及びb (u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、b (j)に掲げる 1 株当たり配当額の記載に併せて、1 株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d a (l)及びb (o)に掲げる株価収益率については、1 株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

#### (12) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第 5 条第 1 項又は第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第 4 条第 2 項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近 2 連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第 8 条の 3 に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1 年を 1 連結会計年度とする会社が次の a から c までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ a から c までに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第 5 条の 3 に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）が b に掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第 4 条の 2 に規定する比較情報を除く。））。以下(12)において同じ。）を併せて掲げること。なお、a から c までに掲げる期間前において、それぞれ a から c までに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(12)及び(16)の b において「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(12)において「第 1 四半期連結会計期間」という。）終了後令第 4 条の 2 の 10 第 3 項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第 4 項に規定す

る期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(12)において「第2四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

[b・c 略]

(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(13)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合)であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する

る期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(12)において「第2四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

[b・c 同左]

(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(13)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合)であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する

比較情報を除く。)を、また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

16) その他

a [略]

b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。)当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c [略]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [略]

17) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。(18)から(20)までにおいて同じ。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(21)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))以下(17)において同じ。)を併せて掲げること。なお、a

比較情報を除く。)を、また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

16) その他

a [同左]

b [同左]

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。)当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合(12)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c [同左]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [同左]

17) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。(18)から(20)までにおいて同じ。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(21)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))以下(17)において同じ。)を併せて掲げること。なお、a



からcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下17並びに21のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下17において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下17において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

[b・c 略]

18) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下18において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [略]

19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

20) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

21) その他

a [略]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、16のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

からcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下17並びに21のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下17において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下17において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

[b・c 同左]

18) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（17により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下18において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [同左]

19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（17により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

20) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（17により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、17ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、17ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

21) その他

a [同左]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、16のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

- (a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、16bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- d [略]
- e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。
- f [略]
- [(22)・(23) 略]
- (24) 特別利害関係者等の株式等の移動状況
- [a～d 略]
- e 「提出会社との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって提出会社との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の役員・従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。
- [f～j 略]
- (25) [略]
- (26) 株主の状況
- a [略]
- b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを**含む**、自己株式の数を除く。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。
- なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上

- (a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（17ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- (d) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）
- c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、16のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- d [同左]
- e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。
- f [同左]
- [(22)・(23) 同左]
- (24) 特別利害関係者等の株式等の移動状況
- [a～d 同左]
- e 「提出会社との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって提出会社との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。
- [f～j 同左]
- (25) [同左]
- (26) 株主の状況
- a [同左]
- b 所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを**含む**。）の多い順に50名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。
- なお、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上

の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

[c・d 略]

e 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

[f・g 略]

## 第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6)

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7)

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

[第一部・第二部 略]

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

[1～3 略]

4【株式等の状況】(29)

(1) [略]

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【ライツプランの内容】

③【その他の新株予約権等の状況】

の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

[c・d 同左]

e 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

[f・g 同左]

## 第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6)

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7)

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

[第一部・第二部 同左]

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

[1～3 同左]

4【株式等の状況】(29)

(1) [同左]

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		

[削る。]

(3) [略]

(4) [略]

新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日		
付与対象者		
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
取得条項に関する事項		
信託の設定の状況		
代用払込みに関する事項		

(4) [同左]

(5) [同左]

(5) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) [略]  
[削る。]

[5～9 略]

第2 【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (36)
- 2 【事業等のリスク】 (37)
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (38)  
[削る。]
- 4 【経営上の重要な契約等】 (39)
- 5 【研究開発活動】 (40)  
[削る。]

(6) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) [同左]

(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

[5～9 同左]

第2 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (36)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (37)
- 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (38)
- 4 【事業等のリスク】 (39)
- 5 【経営上の重要な契約等】 (40)
- 6 【研究開発活動】 (41)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (42)

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】(41)
- 2【主要な設備の状況】(42)
- 3【設備の新設、除却等の計画】(43)

第4【経理の状況】(44)

- 1【財務諸表】(45)  
〔1)～(5) 略〕
- 2【主な資産及び負債の内容】(46)
- 3【その他】(47)

第5【提出会社の株式事務の概要】(48)

〔表略〕

第6【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】(49)
- 2【その他の参考情報】(50)

第四部【関係会社の情報】(51)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】(52)

〔第1～第3 略〕

第六部【特別情報】(53)

〔第1・第2 略〕

第七部【組織再編成対象会社情報】(54)

第1 〔略〕

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a～e 略〕

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

g 〔略〕

〔2)～(7) 略〕

(8) 新規発行株式

〔a～c 略〕

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

〔(a)・(b) 略〕

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】(43)
- 2【主要な設備の状況】(44)
- 3【設備の新設、除却等の計画】(45)

第4【経理の状況】(46)

- 1【財務諸表】(47)  
〔1)～(5) 同左〕
- 2【主な資産及び負債の内容】(48)
- 3【その他】(49)

第5【提出会社の株式事務の概要】(50)

〔同左〕

第6【提出会社の参考情報】

- 1【提出会社の親会社等の情報】(51)
- 2【その他の参考情報】(52)

第四部【関係会社の情報】(53)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】(54)

〔第1～第3 同左〕

第六部【特別情報】(55)

〔第1・第2 同左〕

第七部【組織再編成対象会社情報】(56)

第1 〔同左〕

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a～e 同左〕

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

g 〔同左〕

〔2)～(7) 同左〕

(8) 新規発行株式

〔a～c 同左〕

d 〔同左〕

〔(a)・(b) 同左〕

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下dにおいて同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

[(d)~(f) 略]

[e~i 略]

[(9)~(11) 略]

(12) 新規発行新株予約権証券

[a~h 略]

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8) d(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8) b及びdに準じて記載すること。

[k~p 略]

q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下cにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

[(d)~(f) 略]

(13) 新規発行社債（短期社債を除く。）

[a~h 略]

i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

[j・k 略]

1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12) a、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(15) [略]

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

[a~f 略]

g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(d)~(f) 同左]

[e~i 同左]

[(9)~(11) 同左]

(12) 新規発行新株予約権証券

[a~h 同左]

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のd(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。

[k~p 同左]

q [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下qにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

[(d)~(f) 同左]

(13) 新規発行社債（短期社債を除く。）

[a~h 同左]

i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

[j・k 同左]

1 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(15) [同左]

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

[a~f 同左]

g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(17) 新規発行カバードワラント

- a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。

[b・c 略]

(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

- a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。

[b～d 略]

[(19)～(21) 略]

(22) 売出有価証券

[a・b 略]

- c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)dに準じて記載すること。

[d～f 略]

- g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

h [略]

[(23)～(25) 略]

(26) 主要な経営指標等の推移

a [略]

- b 「8 従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、a(i)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

- c a(n)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

[(27)・(28) 略]

(29) 株式等の状況

[(a)・(b) 同左]

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(17) 新規発行カバードワラント

- a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。

[b・c 同左]

(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

- a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。

[b～d 同左]

[(19)～(21) 同左]

(22) 売出有価証券

[a・b 同左]

- c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)dに準じて記載すること。

[d～f 同左]

- g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

h [同左]

[(23)～(25) 同左]

(26) 主要な経営指標等の推移

a [同左]

- b 「8 従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、a(i)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

- c a(n)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

[(27)・(28) 同左]

(29) 株式等の状況



- 第二号様式記載上の注意(38)から(45)までに準じて記載すること。
- (30) 配当政策  
第二号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。
- (31) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (32) 役員の状態  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (33) [略]
- (34) コーポレート・ガバナンスの状態  
第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (35) [略]
- (36) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a 最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。
- b 最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。  
なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (37) 事業等のリスク  
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
- (38) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析  
最近事業年度及び(45)の規定により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載するとともに、第二号様式記載上の注意(32) a（(a)を除く。）及びbに準じて記載すること。

- 第二号様式記載上の注意(40)から(47)までに準じて記載すること。
- (30) 配当政策  
第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (31) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (32) 役員の状態  
第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (33) [同左]
- (34) コーポレート・ガバナンスの状態  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (35) [同左]
- (36) 業績等の概要  
最近事業年度及び(47)により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。
- (37) 生産、受注及び販売の状況
- a 最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、最近2事業年度等における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には記載を省略することができる。
- b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業部門等に関連付けてその内容について記載すること。
- c 主要な販売先がある場合には、最近2事業年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。  
ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
- (38) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a 最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。
- b 最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。  
なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

[削る。]

(39) 経営上の重要な契約等

a 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

b [略]

[削る。]

[c・d 略]

(40) [略]

[削る。]

(41) 設備投資等の概要

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。

(42) 主要な設備の状況

a 最近事業年度末 ((45)の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

b [略]

(43) [略]

(44) [略]

(45) 財務諸表

第二号様式記載上の注意((66))から((71))までに準じて記載すること。

(46) 主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意((72))に準じて記載すること。

(47) その他

第二号様式記載上の注意((73))に準じて記載すること。

(48) 提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意((74))に準じて記載すること。

を記載すること。

(39) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意((33))に準じて記載すること。

(40) 経営上の重要な契約等

[加える。]

a [同左]

b 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

[c・d 同左]

(41) [同左]

(42) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意((36))に準じて記載すること。

(43) 設備投資等の概要

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。

(44) 主要な設備の状況

a 最近事業年度末 ((47)により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

b [同左]

(45) [同左]

(46) [同左]

(47) 財務諸表

第二号様式記載上の注意((67))から((72))までに準じて記載すること。

(48) 主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意((73))に準じて記載すること。

(49) その他

第二号様式記載上の注意((74))に準じて記載すること。

(50) 提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意((75))に準じて記載すること。

- (49) 提出会社の親会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。
- (50) その他の参考情報  
第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。
- (51) 関係会社の情報  
[ a ~ f 略 ]  
g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。  
(a) [略]  
(b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨  
(c) [略]
- (52) 提出会社の保証会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(77)から(81)までに準じて記載すること。ただし、本様式「第1 保証会社情報」の「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2) 企業の概況」から「(5) 経理の状況」までの事項については、本様式「第三部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第4 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (53) 特別情報  
第二号様式記載上の注意(82)及び(83)に準じて記載すること。
- (54) [略]
- (55) [略]
- (56) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。
- (57) 学校法人等の特例  
提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第4 経理の状況」並びに「第六部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(88)に準じて記載すること。

## 第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

- (51) 提出会社の親会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。
- (52) その他の参考情報  
第二号様式記載上の注意(77)に準じて記載すること。
- (53) 関係会社の情報  
[ a ~ f 同左 ]  
g [同左]  
(a) [同左]  
(b) 最近日現在において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社がある時は、その旨  
(c) [同左]
- (54) 提出会社の保証会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(78)から(82)までに準じて記載すること。ただし、本様式「第1 保証会社情報」の「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2) 企業の概況」から「(5) 経理の状況」までの事項については、本様式「第三部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第4 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (55) 特別情報  
第二号様式記載上の注意(83)及び(84)に準じて記載すること。
- (56) [同左]
- (57) [同左]
- (58) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。
- (59) 学校法人等の特例  
提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」並びに「第4 経理の状況」並びに「第六部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

## 第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 \_\_\_\_財務(支)局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_



[削る。]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) [同左]

(5) [同左]

(6) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) [略]  
[削る。]

[2～6 略]  
[第5～第7 略]  
[第四部～第六部 略]  
(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

[(1)～(3) 略]

(4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a [略]

b 組織再編成当事社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）を記載すること。

c [略]

[(5)～(7) 略]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設

(7) [同左]

(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

[2～6 同左]  
[第5～第7 同左]  
[第四部～第六部 同左]  
(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされる場合には、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

[(1)～(3) 同左]

(4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a [同左]

b 組織再編成当事社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事社が共通支配下関係（会社計算規則第2条第3項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）を記載すること。

c [同左]

[(5)～(7) 同左]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設

分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。)及び提出会社について、最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度)に係る主要な経営指標等(第二号様式記載上の注意(25) a(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等(連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25) b(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。)により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [略]

(9) 発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)

a 最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度)において、組織再編成対象会社(その関係会社を含む。以下(9)において同じ。)と組織再編成当事会社(その関係会社を含む。組織再編成当事会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下(9)において同じ。)の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること(組織再編成当事会社(組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。)が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。))。

[b・c 略]

(10) [略]

## 第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

有価証券届出書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。)及び提出会社について、最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度)に係る主要な経営指標等(第二号様式記載上の注意(25)の a の(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等(連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)の b の(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。)により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [同左]

(9) 発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)

a 最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度)において、組織再編成対象会社(その関係会社を含む。以下この(9)において同じ。)と組織再編成当事会社(その関係会社を含む。組織再編成当事会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下この(9)において同じ。)の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること(組織再編成当事会社(組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。)が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。))。

[b・c 同左]

(10) [同左]

## 第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

有価証券届出書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

〔第一部・第二部 略〕

第三部【企業情報】

第1 〔略〕

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2【事業等のリスク】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

〔削る。〕

4 〔略〕

5 〔略〕

〔削る。〕

第3 〔略〕

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 〔略〕

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【ライツプランの内容】

③【その他の新株予約権等の状況】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

〔第一部・第二部 同左〕

第三部【企業情報】

第1 〔同左〕

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

4【事業等のリスク】

5 〔同左〕

6 〔同左〕

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第3 〔同左〕

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 〔同左〕

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 （年 月 日）	提出日の前月末現在 （年 月 日）
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		



[削る。]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[削る。]

**(3)【ライツプランの内容】**

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) [同左]

(5) [同左]

(6) [同左]

**(7)【ストックオプション制度の内容】**

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

[2～6 略]  
 [第5～第7 略]  
 [第四部・第五部 略]  
 第六部【株式公開情報】  
 [第1・第2 略]  
 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

**第三号様式**

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

[2～6 同左]  
 [第5～第7 同左]  
 [第四部・第五部 同左]  
 第六部【株式公開情報】  
 [第1・第2 同左]  
 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

**第三号様式**

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

第1 [略]

第2【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (10)
- 2 【事業等のリスク】 (11)
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (12)  
[削る。]
- 4 【経営上の重要な契約等】 (13)
- 5 【研究開発活動】 (14)  
[削る。]

第3【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (15)
- 2 【主要な設備の状況】 (16)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (17)

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】 (18)  
[①・② 略]
  - (2) 【新株予約権等の状況】
    - ① 【ストックオプション制度の内容】 (19)
    - ② 【ライツプランの内容】 (20)
    - ③ 【その他の新株予約権等の状況】 (21)

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

第1 [同左]

第2【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (10)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (11)
- 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (12)
- 4 【事業等のリスク】 (13)
- 5 【経営上の重要な契約等】 (14)
- 6 【研究開発活動】 (15)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (16)

第3【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (17)
- 2 【主要な設備の状況】 (18)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (19)

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】 (20)  
[①・② 同左]
  - (2) 【新株予約権等の状況】 (21)

	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (22)

[表略]

[削る。]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 【大株主の状況】 (25)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) [略]

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (21-2)

[同左]

(4) 【ライツプランの内容】 (22)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) [同左]

(6) [同左]

(7) 【大株主の状況】 (25)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(8) [同左]

[削る。]

**(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 (27)**

[2～6 略]

[第5～第7 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項  
[a～c 略]

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役

**(9) 【ストックオプション制度の内容】 (27)**

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

**(10) 【従業員株式所有制度の内容】 (27-2)**

[2～6 同左]

[第5～第7 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項  
[a～c 同左]

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく

の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

e [略]

〔2〕～〔4〕 略

(5) 主要な経営指標等の推移

a [略]

b 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から2連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から当連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、当事業年度の前9事業年度及び当事業年度。以下c、(23)及び(24)において同じ。）（会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成18年財務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

(6) [略]

(7) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(27) c 中「提出会社の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

〔8〕・〔9〕 略

(10) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(11) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(12) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

〔削る。〕

(13) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(14) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

〔削る。〕

執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

e [同左]

〔2〕～〔4〕 同左

(5) 主要な経営指標等の推移

a [同左]

b 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から2連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から最近連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度）を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。）（会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

(6) [同左]

(7) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

〔8〕・〔9〕 同左

(10) 業績等の概要

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(11) 生産、受注及び販売の状況

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(12) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(13) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(14) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(15) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(16) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

15 設備投資等の概要

第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

16 主要な設備の状況

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

17 設備の新設、除却等の計画

第二号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

18 株式の総数等

[ a～f 略 ]

g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h [略]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の〔4〕発行済株式総数、資本金等の推移から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の〔5〕所有者別状況から〔8〕役員・従業員株式所有制度の内容まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。

19 ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

20 ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(21) その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

17 設備投資等の概要

第二号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

18 主要な設備の状況

第二号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

19 設備の新設、除却等の計画

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

20 株式の総数等

[ a～f 同左 ]

g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h [同左]

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の〔5〕発行済株式総数、資本金等の推移から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の〔6〕所有者別状況から〔10〕従業員株式所有制度の内容まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。

[加える。]

[加える。]

(21) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 旧転換社債等が発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする

(22) [略]  
[削る。]

(23) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

[b～d 略]

(24) 所有者別状況

a 提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。(25) a 及び(26) a において同じ。）現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

[b～d 略]

(25) 大株主の状況

a 提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [略]

c 大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、

ときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(20)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(21-2) [同左]

(22) ライツプランの内容

a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(23) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

[b～d 同左]

(24) 所有者別状況

a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

[b～d 同左]

(25) 大株主の状況

a 当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [同左]

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単



株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

[d・e 略]

(26) 議決権の状況

- a 提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～i 略]

[削る。]

(27) 役員・従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

(28) [略]

(29) 株式の種類等

第二号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(30) 株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(49)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(31) 取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(50)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(32) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(33) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(52)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(34) 配当政策

- a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たったの考え方や内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

[d・e 同左]

(26) 議決権の状況

- a 当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～i 同左]

(27) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(27-2) 従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意(47-2)に準じて記載すること。

(28) [同左]

(29) 株式の種類等

第二号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(30) 株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(31) 取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(32) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(33) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(34) 配当政策

- a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たったの考え方や内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

- b 当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。
- c [略]
- (35) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (36) 役員  
[a～f 略]
- g 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。
- h 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 h において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第 2 条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。
- (37) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (38) 監査報酬の内容等  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (39) 経理の状況  
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。
- (40) [略]
- (41) 連結貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(60)本文に準じて記載すること。
- (42) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書  
第二号様式記載上の注意(61)本文に準じて記載すること。
- (43) 連結株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(62)本文に準じて記載すること。
- (44) 連結キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(63)本文に準じて記載すること。
- (45) 連結附属明細表  
第二号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。
- (46) その他  
a [略]  
b 第二号様式記載上の注意(66) c 及び d に準じて記載すること。  
c [略]
- (47) 財務諸表  
a [略]  
b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 129 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47) (b を除く。) から(52)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (b を

- b 当事業年度に会社法第 453 条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び 1 株当たりの配当額を注記すること。
- c [同左]
- (35) 株価の推移  
第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。
- (36) 役員  
[a～f 同左]
- g 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
- h 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 h において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第 2 条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。
- (37) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (38) 監査報酬の内容等  
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。
- (39) 経理の状況  
第二号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。
- (40) [同左]
- (41) 連結貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(61)の本文に準じて記載すること。
- (42) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書  
第二号様式記載上の注意(62)の本文に準じて記載すること。
- (43) 連結株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(63)の本文に準じて記載すること。
- (44) 連結キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(64)の本文に準じて記載すること。
- (45) 連結附属明細表  
第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。
- (46) その他  
a [同左]  
b 第二号様式記載上の注意(66)の c 及び d に準じて記載すること。  
c [同左]
- (47) 財務諸表  
a [同左]  
b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 129 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47) (b を除く。) から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (b を

(bを除く。)から(52)までに準じて記載すること。

[c～f 略]

- (48) 貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(67)本文に準じて記載すること。
- (49) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(68) a 本文及びbに準じて記載すること。
- (50) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(69)本文に準じて記載すること。
- (51) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(70)本文に準じて記載すること。
- (52) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。
- (53) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (54) その他  
a [略]  
b 第二号様式記載上の注意(73) d及びeに準じて記載すること。  
c [略]
- (55) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(74)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(74)中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。  
[(56)～(59) 略]
- (60) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
a [略]  
b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (61) [略]
- (62) 指数等の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。  
a [略]  
b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

除く。)から(52)までに準じて記載すること。

[c～f 同左]

- (48) 貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(68)の本文に準じて記載すること。
- (49) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(69)の a 本文及びbに準じて記載すること。
- (50) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(70)の本文に準じて記載すること。
- (51) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(71)の本文に準じて記載すること。
- (52) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (53) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (54) その他  
a [同左]  
b 第二号様式記載上の注意(74)の d及びeに準じて記載すること。  
c [同左]
- (55) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。この場合において、「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。  
[(56)～(59) 同左]
- (60) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
a [同左]  
b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (61) [同左]
- (62) 指数等の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。  
a [同左]  
b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値

〔(63)～(64) 略〕

(65) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

(66) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第5 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(88)に準じて記載すること。

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

〔1～3 略〕

4【株式等の状況】(8)

(1) 〔略〕

②【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】(9)

②【ライツプランの内容】(9-2)

③【その他の新株予約権等の状況】(9-3)

を記載すること。

〔(63)～(64) 同左〕

(65) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

(66) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」並びに「第5 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

名称

\_\_\_\_\_(所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

〔1～3 同左〕

4【株式等の状況】(8)

(1) 〔同左〕

②【新株予約権等の状況】

	事業年度末現在 ( 年 月 日)	提出日の前月末現在 ( 年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		

(3) [略]  
[削る。]

(4) [略]  
(5) [略]

新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) [同左]

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日		
付与対象者		
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
取得条項に関する事項		
信託の設定の状況		
代用払込みに関する事項		

(5) [同左]

(6) [同左]

(6) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) [略]  
[削る。]

[5～9 略]

第2 【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (16)
- 2 【事業等のリスク】 (17)
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (18)  
[削る。]
- 4 【経営上の重要な契約等】 (19)
- 5 【研究開発活動】 (20)  
[削る。]

第3 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (21)

(7) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(8) [同左]

(9) 【ストックオプション制度の内容】 (9)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

[5～9 同左]

第2 【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (16)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (17)
- 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (18)
- 4 【事業等のリスク】 (19)
- 5 【経営上の重要な契約等】 (20)
- 6 【研究開発活動】 (21)
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (22)

第3 【設備の状況】

- 1 【設備投資等の概要】 (23)

- 2 【主要な設備の状況】 (22)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (23)
- 第4 【経理の状況】 (24)
  - 1 【財務諸表】 (25)
    - (1) 【貸借対照表】 (26)
    - (2) 【損益計算書】 (27)
    - (3) 【株主資本等変動計算書】 (28)
    - (4) 【キャッシュ・フロー計算書】 (29)
    - (5) 【附属明細表】 (30)
  - 2 【主な資産及び負債の内容】 (31)
  - 3 【その他】 (32)
- 第5 【提出会社の株式事務の概要】 (33)
  - [表略]
- 第6 【提出会社の参考情報】
  - 1 【提出会社の親会社等の情報】 (34)
  - 2 【その他の参考情報】 (35)
- 第二部 【関係会社の情報】 (36)
- 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】
  - 第1 【保証会社情報】
    - 1 【保証の対象となっている社債】 (37)
    - 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (38)
      - [(1)・(2) 略]
    - 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (39)
  - 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (40)
    - [1～3 略]
  - 第3 【指数等の情報】 (41)
    - [1・2 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

- (1) 一般的事項
  - [a～c 略]

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役

- 2 【主要な設備の状況】 (24)
- 3 【設備の新設、除却等の計画】 (25)
- 第4 【経理の状況】 (26)
  - 1 【財務諸表】 (27)
    - (1) 【貸借対照表】 (28)
    - (2) 【損益計算書】 (29)
    - (3) 【株主資本等変動計算書】 (30)
    - (4) 【キャッシュ・フロー計算書】 (31)
    - (5) 【附属明細表】 (32)
  - 2 【主な資産及び負債の内容】 (33)
  - 3 【その他】 (34)
- 第5 【提出会社の株式事務の概要】 (35)
  - [同左]
- 第6 【提出会社の参考情報】
  - 1 【提出会社の親会社等の情報】 (36)
  - 2 【その他の参考情報】 (37)
- 第二部 【関係会社の情報】 (38)
- 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】
  - 第1 【保証会社情報】
    - 1 【保証の対象となっている社債】 (39)
    - 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (40)
      - [(1)・(2) 同左]
    - 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (41)
  - 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (42)
    - [1～3 同左]
  - 第3 【指数等の情報】 (43)
    - [1・2 同左]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

- (1) 一般的事項
  - [a～c 同左]

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項若しくは第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく

の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

〔2〕～〔7〕 略

(8) 株式等の状況

〔2〕 新株予約権等の状況を除き、第三号様式記載上の注意(18)及び(22)から(26)までに準じて記載すること。

(9) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b 中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(9-2) ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a 中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(9-3) その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a 及びc中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(10) 〔略〕

(11) 株価の推移

第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

〔12〕・〔13〕 略

(14) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(15) 〔略〕

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(17) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(18) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号の五様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

〔削る。〕

(19) 経営上の重要な契約等

第二号の五様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

(20) 研究開発活動

第二号の五様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。

〔削る。〕

(21) 設備投資等の概要

第二号の五様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(22) 主要な設備の状況

執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

〔2〕～〔7〕 同左

(8) 株式等の状況

〔7〕 ストックオプション制度の内容を除き、第三号様式記載上の注意(20)から(26)までに準じて記載すること。

(9) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

〔加える。〕

〔加える。〕

(10) 〔同左〕

(11) 株価の推移

第二号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。

〔12〕・〔13〕 同左

(14) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(15) 〔同左〕

(16) 業績等の概要

第二号の五様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(17) 生産、受注及び販売の状況

第二号の五様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

(18) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

(19) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(20) 経営上の重要な契約等

第二号の五様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。

(21) 研究開発活動

第二号の五様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(23) 設備投資等の概要

第二号の五様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(24) 主要な設備の状況



- 第二号の五様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。
- (23) 設備の新設、除却等の計画  
第二号の五様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。
- (24) 経理の状況  
第二号の五様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (25) [略]
- (26) 貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(67)本文に準じて記載すること。
- (27) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(68) a 本文及びbに準じて記載すること。
- (28) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(69)本文に準じて記載すること。
- (29) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(70)本文に準じて記載すること。
- (30) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(71)に準じて記載すること。
- (31) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (32) [略]
- (33) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(74)に準じて記載すること。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) 関係会社の情報  
第二号の五様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
第三号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。この場合において、第三号様式記載上の注意(60) b 中「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と、「第五号様式」とあるのは「第五号の二様式」と読み替えるものとする。
- (40) [略]
- (41) [略]
- (42) [略]
- (43) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。
- (44) 学校法人等の特例  
提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者

- 第二号の五様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (25) 設備の新設、除却等の計画  
第二号の五様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
- (26) 経理の状況  
第二号の五様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (27) [同左]
- (28) 貸借対照表  
第二号様式記載上の注意(68)の本文に準じて記載すること。
- (29) 損益計算書  
第二号様式記載上の注意(69)の a 本文及びbに準じて記載すること。
- (30) 株主資本等変動計算書  
第二号様式記載上の注意(70)の本文に準じて記載すること。
- (31) キャッシュ・フロー計算書  
第二号様式記載上の注意(71)の本文に準じて記載すること。
- (32) 附属明細表  
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。
- (33) 主な資産及び負債の内容  
第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。
- (34) [同左]
- (35) 提出会社の株式事務の概要  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。  
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (36) [同左]
- (37) [同左]
- (38) 関係会社の情報  
第二号の五様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。
- (39) [同左]
- (40) [同左]
- (41) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項  
第三号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。この場合「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と、「第五号様式」とあるのは「第五号の二様式」と読み替えるものとする。
- (42) [同左]
- (43) [同左]
- (44) [同左]
- (45) 社会医療法人債券の特例  
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。
- (46) 学校法人等の特例  
提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、



(3) [略]  
[削る。]

(4) [略]

新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) [同左]

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日		
付与対象者		
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
取得条項に関する事項		
信託の設定の状況		
代用払込みに関する事項		

(5) [同左]

(5) [略]

(6) 【議決権の状況】(2)

① 【発行済株式】

イ 【株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在】

[表略]

ロ [略]

② 【自己株式等】

イ 【株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在】

[表略]

ロ [略]

[削る。]

[2～5 略]

[第5・第6 略]

第7 【株式公開情報】(11)

[1・2 略]

3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)

(6) [同左]

(7) 【議決権の状況】(2)

① 【発行済株式】

イ 【事業年度末現在】

[同左]

ロ [同左]

② 【自己株式等】

イ 【事業年度末現在】

[同左]

ロ [同左]

(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

[2～5 同左]

[第5・第6 同左]

第7 【株式公開情報】(11)

[1・2 同左]

3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)

計	—		
---	---	--	--

第8 [略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「6 議決権の状況」については、提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。） 現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載すること。

[(3)~(1) 略]

**第四号の三様式**

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 項

【提出先】

\_\_\_財務 (支) 局長

【提出日】

平成 年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
\_(所在地)\_

**第一部【企業情報】**

第1 [略]

第2【事業の状況】

1 [略]

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(8)

3【経営上の重要な契約等】(9)

[削る。]

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) [略]

(2)【新株予約権等の状況】

計	—		
---	---	--	--

第8 [同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(1) [同左]

(2) 「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「7 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載すること。

[(3)~(1) 同左]

**第四号の三様式**

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 項

【提出先】

\_\_\_財務 (支) 局長

【提出日】

平成 年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
\_(所在地)\_

**第一部【企業情報】**

第1 [同左]

第2【事業の状況】

1 [同左]

[加える。]

2【経営上の重要な契約等】(8)

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(9)

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) [同左]

(2)【新株予約権等の状況】(11)

①【ストックオプション制度の内容】(11)

②【その他の新株予約権等の状況】(12)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(13)

[表略]

[削る。]

決議年月日	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(12)

[同左]

(4)【ライツプランの内容】(13)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	

(4) [略]

(5) 【大株主の状況】(15)

年 月 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) [略]

2 [略]

第4 [略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 略]

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

e [略]

[(2)~(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))であって、当四半期連結会計期間が第 2 四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第 1 四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。))である場合を除く。))には、当四半期連結結果計期間及び当四半期連結結果計期間に対応する前年の四半期連結結果計期間(以下この様式において「前年同四半期連結結果計期間」という。))並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第 93 条に規定す

信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) [同左]

(6) 【大株主の状況】(15)

年 月 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) [同左]

2 [同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 同左]

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項若しくは第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

e [同左]

[(2)~(4) 同左]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))であって、当四半期連結会計期間が第 2 四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第 1 四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。))である場合を除く。))には、当四半期連結結果計期間及び当四半期連結結果計期間に対応する前年の四半期連結結果計期間(以下この様式において「前年同四半期連結結果計期間」という。))並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第 93 条に規定す

る指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準(連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(18hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は18iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)~(q) 略]

[b~e 略]

(6) 事業の内容

a [略]

b 18hの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 11 号)附則第 3 項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(c、d及びeにおいて「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合)は連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(99) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるとき

る指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)又は修正国際基準(連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等(18hにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は18iにより修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等)の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)~(q) 同左]

[b~e 同左]

(6) 事業の内容

a [同左]

b 18hにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等。dにおいて同じ。)を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 11 号)附則第 3 項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(c、d及びeにおいて「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合)は連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(99) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるとき



は、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d 18 iの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が第1四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合(dの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。)を第二号様式記載上の注意(9) aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) 事業等のリスク

a 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間)において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(8 bにおいて「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c [略]

#### 8 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下8において「経営成績等」という。)の状況に関する分析・検討内容(次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)の規定により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)の規定により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下 a

は、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d 18の iにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が第1四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合(dの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。)を第二号様式記載上の注意(9)の aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) 事業等のリスク

a 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間)において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(9)において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c [同左]

[加える。]

において同じ。)における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社、(b)、(c)及び(g)において同じ。)が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。

(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号に掲げる事項。

(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ。)に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

- i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容
- ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 「1 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### 9) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下9)において同じ。)において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b 当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関

#### 8) 経営上の重要な契約等

[加える。]

a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下8)に

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c [略]  
[削る。]

[d・e 略]  
[削る。]

において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b [同左]

c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

[d・e 同左]

(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a) 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は当四半期累計期間。以下aにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。

(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合は提出会社。(c)及び(b)において同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下(b)において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等について重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容。

(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。

(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この

**(10) 株式の総数等**

[a～h 略]

- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。
- j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」及び「(6) 議決権の状況」において同じ。）。

**(11) ストックオプション制度の内容**

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39) a、b 本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b 本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

**(12) その他の新株予約権等の状況**

- a 当四半期会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40) (a

様式において同じ。) に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

- (f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。
- (g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。
  - i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容
  - ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容
- b 「1 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

**(10) 株式の総数等**

[a～h 同左]

- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(7) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。
- j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(6) 大株主の状況」及び「(7) 議決権の状況」において同じ。）。

**(11) 新株予約権等の状況**

- a 当四半期会計期間において新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日並びに当該発行時の当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、当該新株予約権付社債が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び10のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利を付与した場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- d 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。
- e 会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

[加える。]

ただし書を除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40) b中「(39) c及びd」とあるのは「(39) d」と読み替えるものとする。

- b 当四半期会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(41) (aただし書及びcを除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(13) [略]

[削る。]

(14) [略]

(15) 大株主の状況

[a・b 略]

- c 「大株主」は、所有株式数の多い順(提出会社を除く。)に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。)までを記載しても差し支えない。

d [略]

(16) [略]

(17) 役員状況

[a～e 略]

- f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を注記すること。

(18) 経理状況

[a～d 略]

- e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

(12) [同左]

(13) ライツプランの内容

- a 「第2 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、当四半期会計期間において新株予約権を発行した場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

- b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(14) [同左]

(15) 大株主の状況

[a・b 同左]

- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。)までを記載しても差し支えない。

d [同左]

(16) [同左]

(17) 役員状況

[a～e 同左]

- f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(18) 経理状況

[a～d 同左]

- e 提出会社が特定事業会社であって、(30)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g [略]

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

[(19)～(24) 略]

(25) 四半期財務諸表

[a～f 略]

g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(18) dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載すること。

[(26)～(29) 略]

(30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(26)から(37)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」（四半期連結財

f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eにより中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g [同左]

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

[(19)～(24) 同左]

(25) 四半期財務諸表

[a～f 同左]

g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(18) dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載すること。

[(26)～(29) 同左]

(30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」（四半期連結財

務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」に記載することができる。

〔31〕・〔32〕 略

(33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 〔略〕

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

〔34〕～〔37〕 略

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」に記載することができる。

〔31〕・〔32〕 同左

(33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 〔同左〕

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

〔34〕～〔37〕 同左

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
(所在地)

第一部【企業情報】

第1 【略】

第2【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (9)
- 2 【事業等のリスク】 (10)
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (11)

[削る。]

4 【略】

5 【略】

[削る。]

第3 【略】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【略】

(2)【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】 (17)

② 【その他の新株予約権等の状況】 (18)

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (19)

[表略]

[削る。]

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
(所在地)

第一部【企業情報】

第1 【同左】

第2【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】 (9)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】 (10)
- 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (11)

4 【事業等のリスク】 (11-2)

5 【同左】

6 【同左】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (13-2)

第3 【同左】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【同左】

(2)【新株予約権等の状況】 (17)

	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (17-2)

[同左]

(4)【ライツプランの内容】 (18)



(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 (20)

[表略]

(5) 【大株主の状況】 (21)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (22)

[①・② 略]

2 【株価の推移】 (23)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

[表略]

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 (19)

[同左]

(6) 【大株主の状況】 (20)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (21)

[①・② 同左]

2 【株価の推移】 (22)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

[同左]

- 3 【役員の状況】 (24)
- 第5 【経理の状況】 (25)
- 1 【中間連結財務諸表等】
- (1) 【中間連結財務諸表】 (26)
- ① 【中間連結貸借対照表】 (27)
- ② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 又は 【中間連結損益及び包括利益計算書】 (28)
- ③ 【中間連結株主資本等変動計算書】 (29)
- ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 (30)
- (2) 【その他】 (31)
- 2 【中間財務諸表等】
- (1) 【中間財務諸表】 (32)
- ① 【中間貸借対照表】 (33)
- ② 【中間損益計算書】 (34)
- ③ 【中間株主資本等変動計算書】 (35)
- ④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】 (36)
- (2) 【その他】 (37)
- 第6 【提出会社の参考情報】 (38)
- 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1 【保証会社情報】
- 1 【保証の対象となっている社債】 (39)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (40)
- [1]・(2) 略]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (41)
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (42)
- [1～3 略]
- 第3 【指数等の情報】 (43)
- [1・2 略]
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
- [a～c 略]
- d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- [(2)～(4) 略]
- (5) 主要な経営指標等の推移
- [a・b 略]
- c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(s)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書き

- 3 【役員の状況】 (23)
- 第5 【経理の状況】 (24)
- 1 【中間連結財務諸表等】
- (1) 【中間連結財務諸表】 (25)
- ① 【中間連結貸借対照表】 (26)
- ② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 又は 【中間連結損益及び包括利益計算書】 (27)
- ③ 【中間連結株主資本等変動計算書】 (28)
- ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 (29)
- (2) 【その他】 (30)
- 2 【中間財務諸表等】
- (1) 【中間財務諸表】 (31)
- ① 【中間貸借対照表】 (32)
- ② 【中間損益計算書】 (33)
- ③ 【中間株主資本等変動計算書】 (34)
- ④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】 (35)
- (2) 【その他】 (36)
- 第6 【提出会社の参考情報】 (37)
- 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1 【保証会社情報】
- 1 【保証の対象となっている社債】 (38)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (39)
- [1]・(2) 同左]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (40)
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (41)
- [1～3 同左]
- 第3 【指数等の情報】 (42)
- [1・2 同左]
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
- [a～c 同左]
- d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- [(2)～(4) 同左]
- (5) 主要な経営指標等の推移
- [a・b 同左]
- c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(s)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外

- として記載すること。
- (6) [略]
- (7) 関係会社の状況
- a [略]
- b 住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。⑵)cにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
- [c～f 略]
- (8) 従業員の状況
- a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- [b・c 略]
- (9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。b及びcにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。b及び⑴)a(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。
- b 当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。  
なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 118 条第 3 号に掲げる事項を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (10) 事業等のリスク
- a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。cにおいて同じ。）において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（⑴)a(d)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

- 書きとして記載すること。
- (6) [同左]
- (7) 関係会社の状況
- a [同左]
- b 住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。⑵)cにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
- [c～f 同左]
- (8) 従業員の状況
- a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。
- [b・c 同左]
- (9) 業績等の概要
- a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。  
なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。
- b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第 2 条の 2 第 4 号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。
- (10) 生産、受注及び販売の状況
- a 当中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、セグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。
- b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が 100 分の 10 未満である場合には、記載を省略することができる。
- c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- d 主要な販売先がある場合には、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間

(1) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(1)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)及び(b)に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(c)及び(d)に掲げる事項を含めて記載すること。

(a) 当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同期との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同期との比較に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較して記載することができる。

(b) セグメント情報に関連付けて、生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して記載し、生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項がある場合には、その内容についても記載すること。また、主要な販売先がある場合には、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(c) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。

(d) 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

c 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a及びbに準じて記載すること。

[削る。]

（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間、b及びcにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社、bにおいて同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下aにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(1-2) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状

(12) 経営上の重要な契約等

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間、以下(12)において同じ。）において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b 当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c [略]  
[削る。]

[d・e 略]

(13) [略]  
[削る。]

[(14)・(15) 略]

(16) 株式の総数等

[a～f 略]

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみ

況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(13-2)のbにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(12) 経営上の重要な契約等

[加える。]

a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間、以下(12)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b [同左]

c 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

[d・e 同左]

(13) [同左]

(13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(14)・(15) 同左]

(16) 株式の総数等

[a～f 同左]

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみ

なされる新株引受権証券（以下g及び20bにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限る、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 略]

17 ストックオプション制度の内容

取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行している場合には、第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

18 その他の新株予約権等の状況

- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、第二号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。
- b (17)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、第二号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a及びc中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

19 【略】

【削る。】

なされる新株引受権証券（以下c、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限る、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 同左]

17 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 旧転換社債等が発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(16)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。
- g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。
- [加える。]

(17-2) 【同左】

18 ライツプランの内容

- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記

(20) [略]

(21) 大株主の状況

[a・b 略]

c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

[d・e 略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) 役員状況

[a～e 略]

f 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

(25) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(25)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

[b～f 略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) 中間財務諸表

a [略]

b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(25) d に該当する場合に限る。）には、a、c、d 及び(33)から(36)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d 及び(33)から(36)までの規定により記載すること。

[c・d 略]

(33) [略]

(34) [略]

載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(19) [同左]

(20) 大株主の状況

[a・b 同左]

c 「大株主」は、所有株式数の多い順に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

[d・e 同左]

(21) [同左]

(22) [同左]

(23) 役員状況

[a～e 同左]

f 会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

[b～f 同左]

(25) [同左]

(26) [同左]

(27) [同左]

(28) [同左]

(29) [同左]

(30) [同左]

(31) 中間財務諸表

a [同左]

b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(24) d に該当する場合に限る。）には、a、c、d 及び(32)から(35)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d 及び(32)から(35)までの規定により記載すること。

[c・d 同左]

(32) [同左]

(33) [同左]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) [略]

(40) [略]

(41) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(42) [略]

(43) [略]

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(48) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(88)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(88)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

半期報告書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(34) [同左]

(35) [同左]

(36) [同左]

(37) [同左]

(38) [同左]

(39) [同左]

(40) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [同左]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(41) [同左]

(42) [同左]

(43) [同左]

(43-2) [同左]

(44) [同左]

(45) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(46) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

半期報告書

\_\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)



【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_

名称  
 (所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

[1・2 略]

3【株式等の状況】(7)

(1) [略]

②【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【その他の新株予約権等の状況】

(3) [略]

[削る。]

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_

名称  
 (所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

[1・2 同左]

3【株式等の状況】(7)

(1) [同左]

②【新株予約権等の状況】

	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) [同左]

④【ライツプランの内容】

④ 略

⑤ 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

⑥ 略

[4~6 略]

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (11)

2 【経営成績等の概要】 (12)

[削る。]

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

⑤ 同左

⑥ 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

⑦ 同左

[4~6 同左]

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】 (11)

2 【生産、受注及び販売の状況】 (12)

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (13)

- 3 【経営上の重要な契約等】 (13)
- 4 【研究開発活動】 (14)
- 第3 【設備の状況】
- 1 【主要な設備の状況】 (15)
- 2 【設備の新設、除却等の計画】 (16)
- 第4 【経理の状況】 (17)
- 1 【中間財務諸表】 (18)  
[(1)～(4) 略]
- 2 【その他】 (19)
- 第5 【提出会社の参考情報】 (20)
- 第二部 【関係会社の情報】 (21)
- 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1 【保証会社情報】
- 1 【保証の対象となっている社債】 (22)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (23)  
[(1)・(2) 略]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (24)
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (25)  
[1～3 略]
- 第3 【指数等の情報】 (26)  
[1・2 略]  
(記載上の注意)  
[(1)～(4) 略]
- (5) 主要な経営指標等の推移
- a [略]
- b 「6 従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- (6) [略]
- (7) 株式等の状況  
第五号様式記載上の注意(16)から(22)までに準じて記載すること。
- (8) 株価の推移  
第五号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。
- (9) 役員の状況  
第五号様式記載上の注意(24)に準じて記載すること。
- (10) [略]
- (11) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a 当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。

- 4 【経営上の重要な契約等】 (14)
- 5 【研究開発活動】 (15)
- 第3 【設備の状況】
- 1 【主要な設備の状況】 (16)
- 2 【設備の新設、除却等の計画】 (17)
- 第4 【経理の状況】 (18)
- 1 【中間財務諸表】 (19)  
[(1)～(4) 同左]
- 2 【その他】 (20)
- 第5 【提出会社の参考情報】 (21)
- 第二部 【関係会社の情報】 (22)
- 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1 【保証会社情報】
- 1 【保証の対象となっている社債】 (23)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (24)  
[(1)・(2) 同左]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (25)
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】 (26)  
[1～3 同左]
- 第3 【指数等の情報】 (27)  
[1・2 同左]  
(記載上の注意)  
[(1)～(4) 同左]
- (5) 主要な経営指標等の推移
- a [同左]
- b 「6 従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- (6) [同左]
- (7) 株式等の状況  
第五号様式記載上の注意(16)から(21)までに準じて記載すること。
- (8) 株価の推移  
第五号様式記載上の注意(22)に準じて記載すること。
- (9) 役員の状況  
第五号様式記載上の注意(23)に準じて記載すること。
- (10) [同左]
- (11) 業績等の概要  
当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

b 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### 12) 経営成績等の概要

a 当中間会計期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

b 当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、セグメント情報に関連付けて記載すること。

c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

d 主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

[削る。]

#### 13) 経営上の重要な契約等

a 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b [略]

c [略]

[削る。]

[d・e 略]

#### 14) [略]

#### 12) 生産、受注及び販売の状況

a 当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。

b 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業部門別に関連付けてその内容について記載すること。

c 主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

#### 13) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下aにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### 14) 経営上の重要な契約等

[加える。]

a [同左]

b [同左]

c 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

[d・e 同左]

#### 15) [同左]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 中間財務諸表

第五号様式記載上の注意(32)から(36)までに準じて記載すること。

19 その他

第五号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

20 提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

21 関係会社の情報

a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下(21)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

[b～f 略]

22 保証の対象となっている社債

第五号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

23 継続開示会社たる保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。

24 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意(41) b 中「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と読み替えるものとする。

25 保証会社以外の会社の情報

第五号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

26 指数等の情報

第五号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

27 [略]

28 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

29 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意(88)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(88)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の四様式

16 [同左]

17 [同左]

18 [同左]

19 中間財務諸表

第五号様式記載上の注意(31)から(35)までに準じて記載すること。

20 その他

第五号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

21 提出会社の参考情報

第五号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

22 関係会社の情報

a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(22)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

[b～f 同左]

23 保証の対象となっている社債

第五号様式記載上の注意(38)に準じて記載すること。

24 継続開示会社たる保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

25 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

第五号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。ただし、「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と読み替えるものとする。

26 保証会社以外の会社の情報

第五号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

27 指数等の情報

第五号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

28 [同左]

29 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

30 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】 親会社等状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項  
 【提出先】 〃財務(支)局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【事業年度】 第 期(自 平成 年 月 日至 平成 年 月 日)

【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社名】(1) \_\_\_\_\_  
 【提出子会社代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】  
 (1) [略]  
 (2) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

- 2 [略]

第2 【略】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

- (1) [略]  
 (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第2項及び会社計算規則(平成 18

【表紙】

【提出書類】 親会社等状況報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項  
 【提出先】 〃財務(支)局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【事業年度】 第 期(自 平成 年 月 日至 平成 年 月 日)

【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社名】(1) \_\_\_\_\_  
 【提出子会社代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【提出子会社本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】  
 (1) [同左]  
 (2) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

- 2 [同左]

第2 【同左】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

- (1) [同左]  
 (2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第2項及び会社計算規則第 59 条第

年法務省令第13号)第59条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)

- (3) 親会社等が会社以外の者の場合、(2)に準じた書類を提出すること。  
 (4) 〔略〕

**第六号様式**

【表紙】

【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_

[1~4 略]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 略]

(5) 新規発行(売出)有価証券

a 募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて記載すること。

[b~e 略]

f (6)eの規定により「発行(売出)価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行(売出)価額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、一部払込発行の場合には、その払込金額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に内書きすること。

g (6)eの規定により「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

[h~m 略]

(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

[a・b 略]

c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額を、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額を、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を、

1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)

- (3) 親会社等が会社以外の者の場合、(2)に準じた書類を提出すること。  
 (4) 〔同左〕

**第六号様式**

【表紙】

【提出書類】 有価証券通知書  
 【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_

[1~4 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(4) 同左]

(5) 新規発行(売出)有価証券

a 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるものについて、記載すること。

[b~e 同左]

f (6)eにより「発行(売出)価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行(売出)価額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、一部払込発行の場合には、その払込金額の総額を「発行(売出)価額の総額」欄に内書きすること。

g (6)eにより「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

[h~m 同左]

(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

[a・b 同左]

c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証券については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載





1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (35)
2	【事業等のリスク】 (36)
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (37)
	〔削る。〕
4	【経営上の重要な契約等】 (38)
5	【研究開発活動】 (39)
	〔削る。〕
第4	【設備の状況】 (40)
	〔1～3 略〕
第5	【提出会社の状況】
1	【株式等の状況】
(1)	【株式の総数等】 (41)
	〔①・② 略〕
(2)	【発行済株式総数及び資本金の推移】 (42)
	〔表略〕
(3)	【所有者別状況】 (43)
(4)	【大株主の状況】 (44)
	〔表略〕
2	【配当政策】 (45)
3	【株価の推移】 (46)
	〔(1)・(2) 略〕
4	【役員の状況】 (47)
5	【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】 (48)
(2)	【監査報酬の内容等】 (49)
	〔①～④ 略〕
第6	【経理の状況】 (50)
1	【財務書類】 (51)
2	【主な資産・負債及び収支の内容】 (52)
3	【その他】 (53)
第7	【外国為替相場の推移】 (54)
	〔1～3 略〕
第8	【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 (55)
第9	【提出会社の参考情報】
1	【提出会社の親会社等の情報】 (56)
2	【その他の参考情報】 (57)
第三部	【提出会社の保証会社等の情報】
第1	【保証会社情報】
1	【保証の対象となっている社債】 (58)
2	【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (59)
	〔(1)・(2) 略〕
3	【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (60)

1	【業績等の概要】 (35)
2	【生産、受注及び販売の状況】 (36)
3	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (37)
4	【事業等のリスク】 (38)
5	【経営上の重要な契約等】 (39)
6	【研究開発活動】 (40)
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (41)
第4	【設備の状況】 (42)
	〔1～3 同左〕
第5	【提出会社の状況】
1	【株式等の状況】
(1)	【株式の総数等】 (43)
	〔①・② 同左〕
(2)	【発行済株式総数及び資本金の推移】 (44)
	〔同左〕
(3)	【所有者別状況】 (45)
(4)	【大株主の状況】 (46)
	〔同左〕
2	【配当政策】 (47)
3	【株価の推移】 (48)
	〔(1)・(2) 同左〕
4	【役員の状況】 (49)
5	【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】 (50)
(2)	【監査報酬の内容等】 (51)
	〔①～④ 同左〕
第6	【経理の状況】 (52)
1	【財務書類】 (53)
2	【主な資産・負債及び収支の内容】 (54)
3	【その他】 (55)
第7	【外国為替相場の推移】 (56)
	〔1～3 同左〕
第8	【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 (57)
第9	【提出会社の参考情報】
1	【提出会社の親会社等の情報】 (58)
2	【その他の参考情報】 (59)
第三部	【提出会社の保証会社等の情報】
第1	【保証会社情報】
1	【保証の対象となっている社債】 (60)
2	【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (61)
	〔(1)・(2) 同左〕
3	【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (62)

[(1)～(7) 略]

第2【保証会社以外の会社の情報】(61)

[1～3 略]

第3【指数等の情報】(62)

[1・2 略]

第四部【特別情報】

第1【最近の財務書類】(63)

第2【有価証券の様式】(64)

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(65)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

[(a)・(b) 略]

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② [略]

h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

i [略]

[(2)・(3) 略]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[(5)～(9) 略]

(10) 新規発行株式

[a～c 略]

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。)との間で締結する予

[(1)～(7) 同左]

第2【保証会社以外の会社の情報】(63)

[1～3 同左]

第3【指数等の情報】(64)

[1・2 同左]

第四部【特別情報】

第1【最近の財務書類】(65)

第2【有価証券の様式】(66)

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(67)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 同左]

g [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) [同左]

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

② [同左]

h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社の最近の財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

i [同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[(5)～(9) 同左]

(10) 新規発行株式

[a～c 同左]

d [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このd)において同じ。)との間で締結する予

定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

〔d〕～〔f〕 略

〔e〕～〔h〕 略

〔11〕～〔13〕 略

#### 14) 新株予約権証券の募集

〔a〕～〔h〕 略

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、10のd(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、10のc、e及びfに準じて記載すること。

〔k・1〕 略

m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意12のjに準じて記載すること。

n 〔略〕

o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意12の1に準じて記載すること。

p 〔略〕

q 「新株予約権証券の引受け」については、13に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。

〔a〕・〔b〕 略

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下cにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d) 〔略〕

(e) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下eにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下eにおいて同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

#### 15) 社債（短期社債を除く。）の募集

〔a〕～〔d〕 略

e 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

〔f〕～〔p〕 略

q 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

〔d〕～〔f〕 同左

〔e〕～〔h〕 同左

〔11〕～〔13〕 同左

#### 14) 新株予約権証券の募集

〔a〕～〔h〕 同左

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、10のd(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、10のc、e及びfに準じて記載すること。

〔k・1〕 同左

m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意12のjに準じて記載すること。

n 〔同左〕

o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意12の1に準じて記載すること。

p 〔同左〕

q 「新株予約権証券の引受け」については、13に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このqにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。

〔a〕・〔b〕 同左

(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下このcにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d) 〔同左〕

(e) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下このeにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下このeにおいて同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

#### 15) 社債（短期社債を除く。）の募集

〔a〕～〔d〕 同左

e 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

〔f〕～〔p〕 同左

q 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(16) 新株予約権付社債に関する事項

14a、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

[a～d 略]

e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

g [略]

h 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(18) 外国譲渡性預金証書の募集

[a・b 略]

c 「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

[d～f 略]

g 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(19) カバードワラントの募集

a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意13に準じて記載すること。

[b・c 略]

(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

[(a)・(b) 同左]

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(16) 新株予約権付社債に関する事項

14のa、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(17) コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集

[a～d 同左]

e 「バックアップラインの設定」の「内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証」の「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

g [同左]

h 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(18) 外国譲渡性預金証書の募集

[a・b 同左]

c 「割引率」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、その事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

[d～f 同左]

g 当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

当該発行に係る外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(19) カバードワラントの募集

a 届出書に係るカバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意13の1に準じて記載すること。

[b・c 同左]

(20) 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意13に準じて記載すること。

[b～d 略]

[(21)・(22) 略]

(23) 売出有価証券

[a～c 略]

d 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、10dに準じて記載すること。

[e～g 略]

h 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

[(a)・(b) 略]

当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

i [略]

(24) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額又は振替社債の金額についての売出価額を、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの売出金額を記載すること。

[b～f 略]

[(24-2)～(34) 略]

(35) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(36) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(37) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

[削る。]

(38) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(39) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

[削る。]

(40) 設備の状況

第二号様式記載上の注意(35)から(37)までに準じて記載すること。

a 届出書に係る預託証券及び有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意13の1に準じて記載すること。

[b～d 同左]

[(21)・(22) 同左]

(23) 売出有価証券

[a～c 同左]

d 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、10dに準じて記載すること。

[e～g 同左]

h 当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

[(a)・(b) 同左]

当該売出社債、売出コマーシャル・ペーパー又は売出外国譲渡性預金証書について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

i [同左]

(24) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額又は振替社債の金額についての売出価額を、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの売出金額を記載すること。

[b～f 同左]

[(24-2)～(34) 同左]

(35) 業績等の概要

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

(36) 生産、受注及び販売の状況

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(37) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(38) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(39) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(40) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

(41) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

(42) 設備の状況

第二号様式記載上の注意(37)から(39)までに準じて記載すること。

(41) 株式の総数等

[a～e 略]

f 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。

(42) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 最近5年間（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

[b・c 略]

(43) 所有者別状況

最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

(44) 大株主の状況

a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

b [略]

(45) 配当政策

a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たったの考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

b 最近事業年度に剰余金の配当をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会等の決議の年月日を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会等の決議があった場合には、その旨、決議の年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

(46) [略]

(43) 株式の総数等

[a～e 同左]

f 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。

(44) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 最近5年間における（最近5年間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合にはその直近の）発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

[b・c 同左]

(45) 所有者別状況

最近日現在の議決権のある記名株式について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

議決権のある記名株式について複数の種類の株式を発行している場合、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

(46) 大株主の状況

a 最近日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。ただし、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

b [同左]

(47) 配当政策

a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たったの考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

b 最近事業年度に剰余金の配当をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会等の決議の年月日を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会等の決議があったときは、その旨、決議の年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

(48) [同左]

(47) 役員 の 状況

a 届出書提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載した上で、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

[b～d 略]

e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

(48) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(49) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57) a 中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(57) b 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意(57) c 中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

(50) [略]

(51) 財務書類

a 次の財務書類を掲げること。

(a) [略]

(b) (a)の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c) [略]

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であつて、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情

(49) 役員 の 状況

a 届出書提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載したうえで、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

[b～d 同左]

e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(50) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(51) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

(52) [同左]

(53) 財務書類

a [同左]

(a) [同左]

(b) (a)の②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c) [同左]

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であつて、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情

報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度(以下(51)において「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下(51)において「第1四半期会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(以下(51)において「提出期間」という。)を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(51)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(51)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [略]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合(cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。)には、当該次の事業年度に係る中間財務書類(中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)も掲げること。

c 1年を1事業年度とする会社(四半期報告書を提出する会社を除く。)が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であって、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、bの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) [略]

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [略]

(52) [略]

(53) その他

a [略]

b 最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しう程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。(51) bにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c 第二号様式記載上の注意(65) c及びd又は(73) d及びeに準じて記載すること。

d [略]

(54) [略]

(55) [略]

(56) 提出会社の親会社等の情報

報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度(以下この(53)において「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下この(53)において「第1四半期会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(以下この(53)において「提出期間」という。)を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(53)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(53)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [同左]

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合(cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。)には、当該次の事業年度に係る中間財務書類(中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)も掲げること。

c [同左]

(a) [同左]

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [同左]

(54) [同左]

(55) その他

a [同左]

b 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しう程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。(53)のbにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c 第二号様式記載上の注意(66)のc及びd又は(74)のd及びeに準じて記載すること。

d [同左]

(56) [同左]

(57) [同左]

(58) 提出会社の親会社等の情報



第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。

- (57) [略]
- (58) [略]
- (59) [略]
- (60) [略]
- (61) [略]
- (62) [略]
- (63) [略]
- (64) [略]
- (65) [略]
- (66) [略]

(67) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____

[第一部～第六部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 追完情報

第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。

- (59) [同左]
- (60) [同左]
- (61) [同左]
- (62) [同左]
- (63) [同左]
- (64) [同左]
- (65) [同左]
- (66) [同左]
- (67) [同左]
- (68) [同左]

(69) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____

[第一部～第六部 同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

[(1)・(2) 同左]

(3) 追完情報

a (4)aの有価証券報告書又は(4)eの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、その内容を記載すること。

〔a～(c) 略〕

b (4)aの有価証券報告書又は(4)eの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。

c (4)aの有価証券報告書又は(4)eの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d 最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。最近事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合にあって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

(4) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

〔a～c 略〕

d aの有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の1から3までが第八号様式記載上の注意(7)bにより記載されている場合又は「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意(38)cにより記載されている場合には、直近に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書における当該記載部分（最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。）

〔e～h 略〕

(5) 〔略〕

第七号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____

a (4)aの有価証券報告書又はeの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

〔a～(c) 同左〕

b (4)aの有価証券報告書又はeの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその金額を記載すること。

c (4)aの有価証券報告書又はeの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d 最近事業年度の次の事業年度の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。最近事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合にあって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

(4) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

〔a～c 同左〕

d aの有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の1から3までが第八号様式記載上の注意(7)bにより記載されている場合又は「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」が同様式記載上の注意(39)cにより記載されている場合には、直近に提出されたこれらの基準事業年度に係る有価証券報告書における当該記載部分（最近事業年度が基準事業年度である場合を除く。）

〔e～h 同左〕

(5) 〔同左〕

第七号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集（売出）金額】	_____
【安定操作に関する事項】	_____

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

【第一部・第二部 略】

第三部【発行者情報】

【第1・第2 略】

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2【事業等のリスク】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

〔削る。〕

4【略】

5【略】

〔削る。〕

【第4～第9 略】

【第四部～第六部 略】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書  
金融商品取引法第24条第1項  
関東財務局長  
平成 年 月 日  
第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称  
所在地

第一部【企業情報】

【第1・第2 略】

第3【事業の状況】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

【第一部・第二部 同左】

第三部【発行者情報】

【第1・第2 同左】

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

4【事業等のリスク】

5【同左】

6【同左】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

【第4～第9 同左】

【第四部～第六部 同左】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書  
金融商品取引法第24条第1項  
関東財務局長  
平成 年 月 日  
第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称  
所在地

第一部【企業情報】

【第1・第2 同左】

第3【事業の状況】

1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (17)
2	【事業等のリスク】 (18)
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (19)
	[削る。]
4	【経営上の重要な契約等】 (20)
5	【研究開発活動】 (21)
	[削る。]
第4	【設備の状況】 (22)
	[1～3 略]
第5	【提出会社の状況】
1	【株式等の状況】
(1)	【株式の総数等】 (23)
	[①・② 略]
(2)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (24)
	[表略]
(3)	【発行済株式総数及び資本金の推移】 (25)
	[表略]
(4)	【所有者別状況】 (26)
(5)	【大株主の状況】 (27)
	[表略]
2	【配当政策】 (28)
3	【株価の推移】 (29)
	[(1)・(2) 略]
4	【役員の状況】 (30)
5	【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】 (31)
(2)	【監査報酬の内容等】 (32)
	[①～④ 略]
第6	【経理の状況】 (33)
1	【財務書類】 (34)
2	【主な資産・負債及び収支の内容】 (35)
3	【その他】 (36)
第7	【外国為替相場の推移】 (37)
	[1～3 略]
第8	【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 (38)
第9	【提出会社の参考情報】
1	【提出会社の親会社等の情報】 (39)
2	【その他の参考情報】 (40)
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】
第1	【保証会社情報】
1	【保証の対象となっている社債】 (41)
2	【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (42)

1	【業績等の概要】 (17)
2	【生産、受注及び販売の状況】 (18)
3	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (19)
4	【事業等のリスク】 (20)
5	【経営上の重要な契約等】 (21)
6	【研究開発活動】 (22)
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (23)
第4	【設備の状況】 (24)
	[1～3 同左]
第5	【提出会社の状況】
1	【株式等の状況】
(1)	【株式の総数等】 (25)
	[①・② 同左]
(2)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (25-2)
	[同左]
(3)	【発行済株式総数及び資本金の推移】 (26)
	[同左]
(4)	【所有者別状況】 (27)
(5)	【大株主の状況】 (28)
	[同左]
2	【配当政策】 (29)
3	【株価の推移】 (30)
	[(1)・(2) 同左]
4	【役員の状況】 (31)
5	【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】 (32)
(2)	【監査報酬の内容等】 (33)
	[①～④ 同左]
第6	【経理の状況】 (34)
1	【財務書類】 (35)
2	【主な資産・負債及び収支の内容】 (36)
3	【その他】 (37)
第7	【外国為替相場の推移】 (38)
	[1～3 同左]
第8	【本邦における提出会社の株式事務等の概要】 (39)
第9	【提出会社の参考情報】
1	【提出会社の親会社等の情報】 (40)
2	【その他の参考情報】 (41)
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】
第1	【保証会社情報】
1	【保証の対象となっている社債】 (42)
2	【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (43)

[(1)・(2) 略]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (43)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (44)

[1～3 略]

第3 【指数等の情報】 (45)

[1・2 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

[(a)・(b) 略]

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② [略]

[(2)・(3) 略]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。)

[(5)・(6) 略]

(7) 本国における法制等の概要

「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」から「3 課税上の取扱い」までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。

a [略]

b 5事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下b

[(1)・(2) 同左]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (44)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (45)

[1～3 同左]

第3 【指数等の情報】 (46)

[1・2 同左]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

[a～f 同左]

g [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) [同左]

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

② [同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。)

[(5)・(6) 同左]

(7) 本国における法制等の概要

第1の1から3までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。

a [同左]

b 5事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下こ

において「基準事業年度」という。)に続く4事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

[(a)・(b) 略]

[(8)~(13) 略]

14) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(27) c 中「提出会社<sup>c</sup>が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社<sup>c</sup>が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

[(15)・(16) 略]

17) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

18) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

19) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

[削る。]

20) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

21) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

[削る。]

22) 設備の状況

第二号様式記載上の注意(35)から(37)までに準じて記載すること。

23) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

24) [略]

25) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度。(45)において同じ。)(この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日)における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b [略]

c 新株予約権を発行している場合には、当事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d [略]

のbにおいて「基準事業年度」という。)に続く4事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

[(a)・(b) 同左]

[(8)~(13) 同左]

14) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社<sup>c</sup>が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社<sup>c</sup>が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

[(15)・(16) 同左]

17) 業績等の概要

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

18) 生産、受注及び販売の状況

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

19) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

20) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

21) 経営上の重要な契約等

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

22) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

23) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

24) 設備の状況

第二号様式記載上の注意(37)から(39)までに準じて記載すること。

25) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(25-2) [同左]

26) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)における(この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合にはその直近の)発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b [同左]

c 新株予約権を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d [同左]

- (26) 所有者別状況  
第七号様式記載上の注意(43)本文に準じて記載すること。
- (27) [略]
- (28) 配当政策  
第七号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
- (29) 株価の推移  
第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。
- (30) 役員状況  
a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載した上で、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。  
[b～d 略]
- e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。
- (31) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。
- (32) 監査報酬の内容等  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57) a 中「監査公認会計士等（第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 193 条の 2 第 1 項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第 1 号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 193 条の 2 第 2 項第 1 号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第 2 条第 1 項に規定する業務」とあるのは「第 2 条第 1 項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(57) b 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意(57) c 中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。
- (33) [略]
- (34) 財務書類  
第七号様式記載上の注意(51) a 及び b 本文に準じて記載すること。
- (35) 主な資産・負債及び収支の内容  
第七号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。
- (36) その他  
a [略]
- b 第七号様式記載上の注意(53) c に準じて記載すること。
- c [略]
- (37) [略]
- (38) 本邦における提出会社の株式事務等の概要  
[a・b 略]

- (27) 所有者別状況  
第七号様式記載上の注意(45)の本文に準じて記載すること。
- (28) [同左]
- (29) 配当政策  
第七号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。
- (30) 株価の推移  
第七号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。
- (31) 役員状況  
a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載したうえで、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。  
[b～d 同左]
- e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
- (32) コーポレート・ガバナンスの状況  
第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。
- (33) 監査報酬の内容等  
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。））」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。））、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第 193 条の 2 第 1 項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第 1 号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第 193 条の 2 第 2 項第 1 号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。））」と、「第 2 条第 1 項に規定する業務」とあるのは「第 2 条第 1 項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。
- (34) [同左]
- (35) 財務書類  
第七号様式記載上の注意(53)の a 及び b の本文に準じて記載すること。
- (36) 主な資産・負債及び収支の内容  
第七号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。
- (37) その他  
a [同左]
- b 第七号様式記載上の注意(55)の c に準じて記載すること。
- c [同左]
- (38) [同左]
- (39) 本邦における提出会社の株式事務等の概要  
[a・b 同左]

c bに掲げる事項については、5事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下cにおいて「基準事業年度」という。）に続く4事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

[(a)・(b) 略]

(39) 提出会社の親会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。

(40) [略]

(41) [略]

(42) [略]

(43) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第十号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(44) [略]

(45) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a [略]

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(46) [略]

(47) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。

#### 第九号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第3項

関東財務局長

平成 年 月 日

第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

c bに掲げる事項については、5事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下このcにおいて「基準事業年度」という。）に続く4事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

[(a)・(b) 同左]

(40) 提出会社の親会社等の情報  
第二号様式記載上の注意(76)に準じて記載すること。

(41) [同左]

(42) [同左]

(43) [同左]

(44) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [同左]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第十号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

(45) [同左]

(46) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a [同左]

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(47) [同左]

(48) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。

#### 第九号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第3項

関東財務局長

平成 年 月 日

第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)







[削る。]

[第4～第6 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[(1)～(3) 略]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[(5)～(10) 略]

11 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第四号の三様式記載上の注意8に準じて記載すること。

12 経営上の重要な契約等

第四号の三様式記載上の注意9に準じて記載すること。

[削る。]

13 株式の総数等

第七号様式記載上の注意4に準じて記載すること。

[(14)・(15) 略]

16 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。))の翌四半期会計期間をいう。以下16において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [略]

[(17)～(23) 略]

24 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(以下bにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」(第三号様式

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】12

[第4～第6 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[(1)～(3) 同左]

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この4)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[(5)～(10) 同左]

[加える。]

11 経営上の重要な契約等

第四号の三様式記載上の注意8に準じて記載すること。

12 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第四号の三様式記載上の注意9に準じて記載すること。

13 株式の総数等

第七号様式記載上の注意4に準じて記載すること。

[(14)・(15) 同左]

16 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この16において同じ。))の翌四半期会計期間をいう。以下この16において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [同左]

[(17)～(23) 同左]

24 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [同左]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(以下このbにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」(第三号様式「第二

「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

〔25〕・〔26〕 略〕

#### 第十号様式

【表紙】  
【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】(4) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(6) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

#### 第一部【企業情報】

〔第1・第2 略〕

#### 第3【事業の状況】

- 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(12)
- 2 【事業等のリスク】(13)
- 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(14)

〔削る。〕

4 〔略〕

5 〔略〕

〔削る。〕

〔第4～第8 略〕

#### 第二部 〔略〕

(記載上の注意)

〔(1)～(3) 略〕

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下4において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称

部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。)に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

〔25〕・〔26〕 同左〕

#### 第十号様式

【表紙】  
【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】(4) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(6) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

#### 第一部【企業情報】

〔第1・第2 同左〕

#### 第3【事業の状況】

- 1 【業績等の概要】(12)
- 2 【生産、受注及び販売の状況】(13)
- 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(14)
- 4 【事業等のリスク】(14-2)
- 5 〔同左〕
- 6 〔同左〕
- 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16-2)

〔第4～第8 同左〕

#### 第二部 〔同左〕

(記載上の注意)

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの(以下この4において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その

及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[5]~(11) 略

(12) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(13) 事業等のリスク

第五号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(14) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第五号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

[削る。]

[15]・(16) 略

[削る。]

(17) [略]

(18) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

[(18-2)~(20) 略]

(21) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

(22) 役員状況

[a~e 略]

f 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

[(23)~(29) 略]

(30) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

[(31)~(33) 略]

(34) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)

[5]~(11) 同左]

(12) 業績等の概要

第五号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(13) 生産、受注及び販売の状況

第五号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(14) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第五号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(14-2) 事業等のリスク

第五号様式記載上の注意(11-2)に準じて記載すること。

[15]・(16) 同左]

(16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第五号様式記載上の注意(13-2)に準じて記載すること。

(17) [同左]

(18) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

[(18-2)~(20) 同左]

(21) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(22) 役員状況

[a~e 同左]

f 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

[(23)~(29) 同左]

(30) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [同左]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

[(31)~(33) 同左]

(34) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(86)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(86)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第十五号様式

【表紙】  
【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
【提出書類】 発行登録追補書類  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】  
（1） \_\_\_\_\_  
【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
【発行登録書の内容】（3）  
〔表略〕  
【これまでの募集（売出）実績】（4）  
（発行予定額を記載した場合）  
〔表略〕  
【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_  
（発行残高の上限を記載した場合）  
〔表略〕  
【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_  
【安定操作に関する事項】  
【縦覧に供する場所】（5） 名称 \_\_\_\_\_  
（所在地） \_\_\_\_\_  
〔第一部～第四部 略〕  
（記載上の注意）  
次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。  
〔1)～(3) 略〕  
（4） これまでの募集（売出）実績  
a 〔略〕  
b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

第十五号様式

【表紙】  
【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
【提出書類】 発行登録追補書類  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】  
（1） \_\_\_\_\_  
【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
【発行登録書の内容】（3）  
〔同左〕  
【これまでの募集（売出）実績】（4）  
（発行予定額を記載した場合）  
〔同左〕  
【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_  
（発行残高の上限を記載した場合）  
〔同左〕  
【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_  
【安定操作に関する事項】  
【縦覧に供する場所】（5） 名称 \_\_\_\_\_  
（所在地） \_\_\_\_\_  
〔第一部～第四部 同左〕  
（記載上の注意）  
次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。  
〔1)～(3) 同左〕  
（4） これまでの募集（売出）実績  
a 〔同左〕  
b 〔同左〕

<p>(a) 「番号」欄には、<u>a(a)</u>に準じて記載すること。  [(b)~(d) 略]</p> <p>[(5)・(6) 略]</p> <p>(7) 参照情報  [a・b 略]</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d [略]</p> <p>[(8)・(9) 略]</p>	<p>(a) 「番号」欄には、<u>aの(a)</u>に準じて記載すること。  [(b)~(d) 同左]</p> <p>[(5)・(6) 同左]</p> <p>(7) 参照情報  [a・b 同左]</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d [同左]</p> <p>[(8)・(9) 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記もある。</p>	

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p>（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）</p> <p>第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>（特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限）</p> <p>第三十四条 令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券</p>	<p>（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）</p> <p>第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>



---

(法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。)及び特定預託証券(外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である内国会社(これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。)とする。

---

#### 第四号様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【発行者名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3) \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(13) 略]

(14) ファンドの仕組み

[ a ・ b 略]

c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

[(15)～(33) 略]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【発行者名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】(3) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_

#### 第四号様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【発行者名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3) \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(13) 同左]

(14) ファンドの仕組み

[ a ・ b 同左]

c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

[(15)～(33) 同左]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成 年 月 日  
【発行者名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】(3) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】(5) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(15) 略]

(16) ファンドの仕組み

[ a ・ b 略]

c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

[(17)～(9) 略]

#### 第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【発行者名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(19) 略]

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第4号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】(5) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(15) 同左]

(16) ファンドの仕組み

[ a ・ b 同左]

c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

[(17)～(9) 同左]

#### 第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【発行者名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部～第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(19) 同左]

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第4号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の

総口数を記載すること。また、同法第 94 条第 1 項において準用する会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)及び(21)において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 160 条の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近 5 年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。）の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。(60)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。

(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下 a において同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(46)に準じて記載すること。

b [略]

[(22)～(59) 略]

(60) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

[(61)～(77) 略]

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【発行者名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(3)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

総口数を記載すること。また、同法第 94 条において準用する会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 160 条の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近 5 年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

(21) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。）の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。(60)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下 a において同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(47-2)に準じて記載すること。

b [同左]

[(22)～(59) 同左]

(60) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

[(61)～(77) 同左]

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【発行者名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(3)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_





有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

〔50～(63) 略〕

**第六号の六様式**

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【主たる事務所の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(4) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

〔第一部～第四部 略〕

(記載上の注意)

〔1～(55) 略〕

(56) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう）、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

〔(57)～(76) 略〕

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

〔50～(63) 同左〕

**第六号の六様式**

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【発行者名】(2) \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【主たる事務所の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】(4) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

〔第一部～第四部 同左〕

(記載上の注意)

〔1～(55) 同左〕

(56) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう）、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

〔(57)～(76) 同左〕

標榜 株主の [ ] の記載は出題しませんが

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																																								
<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【届出者の氏名又は名称】 (1) _____</p> <p>【届出者の住所又は所在地】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 (2) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 【公開買付者の状況】 (14)</p> <p>1 【会社の場合】</p> <p>(1) 【会社の概要】 (15)</p> <p>【①～③ 略】</p> <p>④ 【大株主】 _____ 年 月 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 25%;">住所又は所在地</th> <th style="width: 15%;">所有株式数 (千株)</th> <th style="width: 35%;">発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)																	<p><b>第二号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【届出者の氏名又は名称】 (1) _____</p> <p>【届出者の住所又は所在地】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 (2) _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 (3) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第1 [同左]</p> <p>第2 【公開買付者の状況】 (14)</p> <p>1 【会社の場合】</p> <p>(1) 【会社の概要】 (15)</p> <p>【①～③ 同左】</p> <p>④ 【大株主】 _____ 年 月 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 25%;">住所又は所在地</th> <th style="width: 15%;">所有株式の数 (千株)</th> <th style="width: 35%;">発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合 (%)																
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)																																						
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合 (%)																																						



計	—		
---	---	--	--

⑤ [略]  
 [(2)・(3) 略]  
 [2・3 略]  
 [第3・第4 略]  
 第5【対象者の状況】(28)

[1・2 略]  
 3【株主の状況】(31)  
 (1) [略]  
 (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

②【役員】 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—	—		

[4～6 略]  
 (記載上の注意)  
 [(1)～(14) 略]  
 (15) 会社の概要

計	—		
---	---	--	--

⑤ [同左]  
 [(2)・(3) 同左]  
 [2・3 同左]  
 [第3・第4 同左]  
 第5【対象者の状況】(28)

[1・2 同左]  
 3【株主の状況】(31)  
 (1) [同左]  
 (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

②【役員】 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—	—		

[4～6 同左]  
 (記載上の注意)  
 [(1)～(14) 同左]  
 (15) 会社の概要

[a～c 略]

d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含み、自己株式を除く。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e [略]

[(16)～(30) 略]

(31) 株主の状況

a [略]

b 株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数（株）」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口を除く。）の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

c 「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」の「① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。また、所有株式数からは、自己株式数を除くものとする。

d [略]

[(32)～(35) 略]

[a～c 同左]

d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e [同左]

[(16)～(30) 同左]

(31) 株主の状況

a [同左]

b 株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数（株）」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

c 「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」の「① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d [同左]

[(32)～(35) 同左]

備考 数字の [ ] の記載は任意である。



## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第三十三条及び三十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式、第二号の二様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式、第七号の二様式及び第七号の四様式の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 新開示府令第三号様式、第三号の二様式、第四号様式、第八号様式及び第九号様式の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第四号の三様式及び第九号の三様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第五号様式、第五号の二様式及び第十号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

5 新開示府令第五号の四様式の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る親会社等  
状況報告書（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する親会社  
等状況報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る親  
会社等状況報告書については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の  
二様式、第四号の三様式、第四号の四様式、第六号様式、第六号の五様式及び第六号の六様式の規定は、  
有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第五項（法第二十七条におい  
て準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む  
。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度  
の財務諸表が平成三十年四月一日以後に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証  
券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が同日

前に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する法第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。